

労働基準関係法令違反に係る公表事案

茨城労働局

最終更新日：令和7年8月31日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
エムエムブリッジ(株)	広島県広島市	R6.9.19	労働安全衛生法第31条第1項 労働安全衛生規則第653条第2項	複数の関係請負人の労働者に作業を行わせるのに、労働者が安全に昇降するための設備等を設けていなかったもの。	R6.9.19送検
植田建設工業(株)	大阪府大阪市	R6.9.19	労働安全衛生法第20条第1号 労働安全衛生規則第194条の17 労働安全衛生法第21条第2項 労働安全衛生規則第526条第1項	高所作業車の用途外使用を行っていたこと及び労働者が安全に昇降するための設備等を設けていなかったもの。	R6.9.19送検
小山レミコン(株)	栃木県小山市	R6.11.11	労働安全衛生法第20条第1号 労働安全衛生規則第151条の7第1項	運転中のコンクリートミキサー車に接触するおそれがあるのに、労働者を立ち入らせ、危険を防止するための必要な措置を講じなかったもの。	R6.11.11送検
村尾創造教育研究所	茨城県笠間市	R6.11.11	最低賃金法第4条	労働者1名に対し、2か月分の賃金約52万円を支払わなかったもの。	R6.11.11送検
株式会社マツミ・ジャパン	茨城県筑西市	R6.11.15	労働安全衛生法第20条第1号 労働安全衛生規則第107条第1項	ベルトコンベヤーの掃除又は調整の作業を行わせるにあたり、機械の運転を停止させなかったもの。	R6.11.15送検
(有)エヌ・シー・アイ	茨城県古河市	R7.2.6	最低賃金法第4条	労働者3名に対し、1か月分の賃金約90万円を支払わなかったもの。	R7.2.6送検
(有) ペット医学機構	茨城県牛久市	R7.3.7	最低賃金法第4条	労働者4名に対し、1か月分の賃金約80万円を支払わなかったもの。	R7.3.7送検
(株) サテック	栃木県宇都宮市	R7.3.10	労働安全衛生法第100条第1項 労働安全衛生規則第97条第1項	労働者が労働災害により負傷し、4日以上休業したにもかかわらず、被災者所属会社の代表取締役と上位請負会社の取締役が共謀の上、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの。	R7.3.10送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(有)松島組	栃木県小山市	R7.3.11	労働安全衛生法第20条第1号 労働安全衛生規則第158条第1項	資材置場において、運転中のドラグショベルに接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせたもの。	R7.3.11送検
ACA Next(株) 筑波大学 附属病院	東京都港区	R7.5.8	労働基準法第36条	労働者2名に対し、1か月当たり100時間以上又は複数月の1か月当たり平均時間が80時間を超える違法な時間外及び休日労働を行わせたもの。	R7.5.8送検
(株)共伸	群馬県伊勢崎市	R7.6.4	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの。	R7.6.4送検
個人事業主	茨城県石岡市	R7.6.9	労働安全衛生法第59条 労働安全衛生規則第36条	労働者を雇い入れた際、機体重量3トン未満のドラグ・ショベルの運転について特別教育を行っていなかったもの。	R7.6.9送検
(株)Innovation System	東京都江戸川区	R7.7.2	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第524条	高さ約7メートルのスレート及びFRP製でふかれた屋根の上で踏み抜き防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R7.7.2送検
凱翔プラスチック加工(株)	茨城県常総市	R7.7.7	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第101条	労スクリュウコンベヤーの回転軸に覆い等を設けていなかったもの。	R7.7.7送検
(株)大滝	茨城県常総市	R7.7.7	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	機械の掃除等を行う際、機械の運転を停止しなかったもの。	R7.7.7送検